

いちご一会とちぎ国体下野市感染症（防疫）対策要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における感染症（防疫）対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関・団体等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 実施項目

（1）感染症予防意識の普及啓発

関係機関・団体等と連携し、大会参加者等の感染症発生予防に万全を期するため、防疫に対する正しい知識の普及及び意識の向上に努める。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用して大会参加者等への情報提供及び注意喚起に努める。

（3）健康診断等の実施

消化器系感染症の発生予防を重点とし、必要に応じて、健康診断、腸内細菌検査等の実施を敢行するよう指導し、病原体保有の有無を確認する。

（4）防疫体制の整備

大会関係者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて、法令等に基づき必要な措置を講じる。また、関係機関が迅速に対応できるよう必要な緊急連絡体制を整備する。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、感染症（防疫）対策について必要な事項は、別に定める。

（2）市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。